

個人情報取扱業務概要説明書

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、児童相談事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

事務所管部（総務部）

個人情報の種類 （本事業にかかわって取得・利用する個人情報）	次の各書類に記載した事項 （1）児童相談受付簿 （2）児童相談票
個人情報の利用目的	児童相談事業（以下本事業という。）を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の相談内容の円滑な解決を図ることを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	本事業担当職員の管理のもとに保管するとともに、上記利用目的に沿った利用を行う。 また、下記により本会内部での利用又は外部への提供を行う。 （1）内部での利用 ・発達援助教室への情報提供 ・児童相談実績管理 等 （2）外部への提供 ・相談内容によって他機関への紹介を希望する際の資料を提供する。 ・他機関への紹介を希望しない場合であっても、児童の身に危険がある場合等に限り、他機関と連携し、必要な資料を提供する。
その他の情報	本事業担当者及び相談員が、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者及び相談員以外には伝えてはならない。
個人情報保護担当者	総務部次長 中沢 伸生
本事業における苦情対応担当者	総務部長 相澤 尚
備 考	平成23年4月1日 一部訂正